

羽村市緑ヶ丘三丁目地内における墓地経営計画に反対する意見書

標記の墓地予定地では宗教法人立正寺により既に建設工事が進められ、近隣住民、隣接事業所では不安と困惑を日増しにつのらせている。

羽村市議会では、この現状を看過することはできない。

羽村市は、多くの先人の努力により、工業地域と住宅地のバランスの取れた、職住近接のまちづくりを進めてきた。

この墓地経営計画予定地は工業専用地域であり、周辺に多くの事業所が操業する工業団地の中心地に位置している。こうした中で、今回計画されている墓地としての土地利用は、産業集積地を事実上空洞化させるばかりでなく、東京都と連携を図りながら進めている産業振興、企業誘致の各施策を阻害するものといえる。

また、羽村市は、墓地経営主体として都市計画墓園である富士見霊園を設置・運営しており、さらに、新たな墓地需要に応えるべく、当該墓園の拡張用地を確保し、既に増設の準備をしているところである。

こうしたことから、関係法令等に照らして、今回の墓地経営計画が羽村市のまちづくりに適合しないことは明らかであり、羽村市議会では、平成23年9月30日に全議員一致でこの墓地計画に反対する決議を議決した。

持続性を持つがゆえに、墓地が周囲に与える影響は大きく、地域との十分な調整が必要であることは関連法令等が明示するところであり、本年4月1日の地方分権の推進に伴う権限の委譲を間近に控えて、ますますその重要性は高まってきている。

墓地計画者らは、去る平成24年1月30日の貴管下西多摩保健所における経営許可申請書受理を根拠として、この工事を進めていると聞き及んでいるが、羽村市議会は、この墓地経営計画の詳細について、計画者からも西多摩保健所からも説明、情報提供を受けていない。

よって羽村市議会は、申請内容についての徹底した調査・審査を行うこと、及び墓地経営の可否の判断にあたっては、地域の要望・要請を十二分に踏まえたものとすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年3月27日

東京都羽村市議会議長 瀧 島 愛 夫